

議案第 1 号

和光市公平委員会委員の選任について

和光市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

埼玉県和光市（以下略）

樫沢 利博

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市公平委員会委員の樫沢利博氏の任期が令和 7 年 3 月 1 0 日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出するものである。